

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）』を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）下記に当社における情報提供項目を公開致します。

1,労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先の数	①労働者派遣料金 （1日 8時間当たりの平均）	②労働者派遣の賃金 （1日 8時間当たりの平均）	マージン率
9名	5社	31,467円	21,254円	32.40%

2,マージン率の内訳について

社会保険料	健康保険料、厚生年金料、雇用保険料、労災保険料、介護保険料
有給休暇費用	年次有給休暇取得にかかわる賃金
会社運営費用	人件費用、教育訓練費用、募集費用
教育に関連する事項	派遣の概要・情報セキュリティ及び個人情報保護・安全衛生マナー（ほか

3,派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定について

労使協定締結済（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日）

範囲は「ソフトウェア開発技術者」